

中学校学校選択制のご案内

令和9年度中学校入学者対象

令和8年9月
調布市教育委員会

1 学校選択制とは

調布市では、お住まいの住所により就学すべき学校を指定する（指定校）通学区域制度を基本としています。学校選択制は、通学区域外の学校（指定校以外）を希望すれば、受入予定人数の範囲内で入学することができる制度です。

2 学校選択ができる方

- (1) 調布市に在住し、『令和9年度に新1年生』として市立中学校に入学予定の方
- (2) (1)の対象者のうち、提出期限までに学校選択制希望票を提出した方

3 学校選択制で選べる学校

すべての調布市立中学校から1校を選択して希望することができます。ただし、それぞれの学校の受入れ予定人数を超えた場合は抽選となる場合がありますので御留意ください。

※ 令和9年度の各中学校の学校選択制受入れ予定人数については、10月下旬から11月初旬頃に御家庭に郵送する「就学(入学)通知書／就学(入学)予定連絡票兼学校選択制希望票」に同封の案内にてお知らせします。

4 学校選択制希望者が受入れ予定人数を超えた場合

特定の学校に通学区域外からの希望が集中して、教室数などの施設面で希望者全員の受入れが困難な場合には、公開抽選により入学者を決定します。

- (1) 抽選の対象となる方は、通学区域外からの希望者です。(抽選が実施された場合でも、通学区域の学校（指定校）には全員入学することができます。)
- (2) 抽選をする場合は、抽選対象者に日時・会場を通知します。また、調布市のホームページでも抽選となった学校を公表しますので御確認ください。

5 学校選択制の手続き

10月下旬から11月初旬頃に「就学(入学)通知書／就学(入学)予定連絡票兼学校選択制希望票」を御自宅に郵送いたします。内容をよく御確認いただき、「学校選択制希望票」を締切日までに御提出ください。締切日以降の提出については、いかなる理由であっても認められません。御注意ください。

※ 学校選択制を利用する方と、学校選択制を利用せず指定校を希望する方では提出期限（締切日）が異なります。

学校選択希望票提出締切 **11月12日木曜日**（消印有効）

6 学校選択制のスケジュール（予定）

令和8年									令和9年	
9月上旬	9月～10月	10月下旬～11月初旬	11月12日	11月18日～11月25日	12月2日	～12月11日	12月16日	12月下旬	2月5日	4月
制度案内等を配布または郵送	各学校で学校説明会を実施	「就学（入学）希望票」を御自宅に郵送	「就学（入学）希望票」の提出期限（学区外の学校を希望する方）	申請状況の中間公表 及び変更・辞退申請期間	抽選実施の有無の公表	公開抽選対象校を希望した方の変更・辞退申請期間	公開抽選実施（必要な学校のみ）	「就学（入学）希望票」の提出（「就学（入学）希望票」を郵送）	「就学（入学）希望票」の提出（学区外の学校を希望する方・選択制により学校が変わった方）	「就学（入学）希望票」を中学校へ提出

7 市立学校の情報

(1) 学校説明会及び学校公開

お子さまや保護者の方に学校の様子を直接御覧いただくことができるよう、各中学校では学校説明会や学校公開の実施を予定しています。説明会の日程は、「調布市立中学校 学校公開日程などのご案内」（P23）を御覧ください。詳細については直接学校に御確認ください。

※ 学校へお越しの際は、上履きをお持ちください。

(2) 学校案内(P6)

部活動実施状況の一覧や各中学校の特色等を記載しています。また、同様の情報を調布市のホームページにもカラーで掲載しています。

(3) 中学校のホームページ

各中学校の情報がホームページに公開されています。また、各学校のホームページでは毎月発行している学校だよりが公開されています。学校だよりは、教育会館1階情報コーナーにあるほか、市立小学校には、近隣中学校の学校だよりが届いています。

市ホームページ



中学校ホームページ



8 注意事項

(1) 学校説明会などを通じて、学校の教育活動や様子を実際に御覧いただき、お子さまと十分に御相談のうえ、希望に沿った学校をお選びください。

(2) 学校選択制により希望する学校に決まった場合には、選択希望を変更・辞退することはできませんので、学校選択制希望票の提出には慎重に御検討ください。

やむを得ず、学校選択制希望票を提出後に取り下げる場合には、変更・辞退申請期間中に必ず届出をしてください。

《中間公表後変更・辞退申請期間：11/18～11/25》

《抽選実施の有無の公表後変更・辞退申請期間（抽選実施校のみ）：～12/11》

(3) 通学方法は「徒歩」または「公共交通機関（電車・バス）」です。

学校選択制で希望した学校への自転車通学は認められていません。

通学の安全に保護者として責任が持てるよう、通学方法や所要時間などを考慮し、ルールを厳守したうえで、卒業まで無理なく通える学校をお選びください。

また、学区外からの通学について、各学校で安全に配慮した対応を行っております。

学校からの指示には必ず従うようお願いいたします。

(4) 兄姉が在学中であることを理由とした弟妹の優先的な入学はできません。

また、双子など新1年生同士の兄弟姉妹であっても、同じ学区域外の学校を希望する場合は、それぞれで申込みをしていただき、その結果により入学先を決定します。

(5) 調布市立第七中学校はしうち教室への入室については、面談等別途手続きが必要となります。第七中学校入学・在籍が入室の条件ではありませんので、選択する際は御留意ください。詳しくは、指導室（電話 042-481-7718・7719）に御相談ください。

(6) 特別支援学級への就学については、状況に応じて適切な教育を受けることができるように「就学相談」が必要となります。教育相談所（電話 042-481-7634）に御相談ください。

9 Q & A

Q1 複数の学校を選択できますか？

A1 選択できる学校は調布市立中学校8校のうち1校だけです。

Q2 学校を選ぶ際に、理由の申し出は必要ですか？

A2 必要ありません。学校公開などで、実際に学校を御覧いただき、お子さまと十分に御相談のうえ、希望の中学校を選択してください。

Q3 私立（国立・都立）中学校受験も検討していますが、合格発表は2月頃になります。学区域外の市立中学校に入学することになる場合も考え、学校選択制希望票を提出することはできますか？

A3 提出することができます。

なお、調布市立中学校以外の私立中学校等への入学が決まりましたら、学校長が発行する「入学承諾（許可）書」などを速やかに学務課に提出（郵送可）してください。すぐに提出できない場合は、必ず電話にて御連絡をお願いします。

私立・国立・都立中学校への進学者数は、補欠登録者の繰り上げ当選に大きな影響を及ぼしますので、速やかにお手続きをお願いします。

Q 4 個別の事情は配慮されないのですか？

A 4 公平で透明性のある入学制度実現のため、個別事情についての申し出はお受けできません。

Q 5 学校選択制希望票を提出しましたが、指定校に戻りたい（もしくは違う学校を選択したい）場合はどうすればよいですか？

A 5 辞退・変更申請期間内（11/18～11/25）に、学務課にて申請してください。申請期間を過ぎますと、辞退・変更はできなくなりますので、御注意ください。

Q 6 抽選はどのような場合に実施されるのですか？

A 6 申請状況の中間公表時（11/18）に希望者が受入れ人数を超えた場合は、抽選を実施する可能性があります。抽選実施の有無については、12月2日の抽選有無公表の際に調布市のホームページで公表するとともに、抽選対象者には個別に日時を通知します。

Q 7 調布市立以外の学校は、選択の対象にはならないのですか？

A 7 この学校選択制で選択できる学校は調布市立中学校のみで、他の自治体の学校を選択することはできません。また、調布市に居住していない方は対象外となります。

Q 8 中学校入学後に調布市内転居の予定があり、4月の入学時から転居先の学区域の学校に通いたい場合はどうなりますか？

A 8 令和9年4月から令和10年3月末までに市内転居が確実で、令和9年4月の入学時から転居先の学区域の学校へ入学を希望する方で、学校選択制希望票の提出期限までに契約等を取り交わしている場合は、転居先住所・転居時期等の記載がある売買契約書や賃貸借契約書などの写しを添付のうえ、学校選択制希望票を御提出ください。転居先の学区域の学校へ入学することができます。

市内転居を御検討中などの場合は、事前に学務課に御相談ください。

Q 9 中学校入学前に調布市内で転居の予定がありますが、転居前（現在居住している）の学区域の学校に通いたい場合どうなりますか？

A 9 中学校入学前に市内転居が確実で、転居前の学区域の学校へ入学を希望する方は、11月12日（木）までに学校選択制希望票を提出する必要があります。

市内転居を御検討中などの場合は、事前に学務課に御相談ください。

Q 10 調布市へ転入した場合、入学する学校を選ぶことはできますか？

A 10

・学校選択制希望票の提出期限（11/12）までに転入した場合は、学校選択制度の対象者となります。学区域以外の学校への入学を希望する方は、期限までに学校選択制希望票を御提出ください。

・学校選択制希望票の提出期限を過ぎた後（11/13以降）、令和9年2月26日までに転入した場合は、受入予定人数を超えた学校以外であれば選択できる場合がありますので、学務課に御相談ください。

Q 1 1 提出期限を過ぎても学校選択制希望票の提出はできますか？

A 1 1 提出期限を過ぎた場合、お受けすることはできません。期限内に必ず御提出ください。

Q 1 2 自転車通学はできますか？

A 1 2 できません。徒歩または公共交通機関を利用しての通学となります。3年間通学することになるので、無理せず通学できる学校を選択してください。

また、入学後は学校が定めているルールに従い通学するようお願いします。

Q 1 3 学校選択希望票を期限までに提出後、希望した学校の変更・辞退をすることができますか？

A 1 3 学校選択希望票を期限までに提出した方は、中間公表後に変更・辞退をすることができます。《中間公表後変更・辞退申請期間：11/18～11/25》

また、抽選実施の有無の公表後、抽選対象校を希望している方の変更・辞退期間を設けています。受入予定人数を超えていない学校への変更または希望校を辞退（指定校への入学を希望）することができます。抽選実施後、当選者は他の調布市立学校への変更・辞退はできませんので慎重に御検討ください。

《抽選実施の有無の公表後変更・辞退申請期間（抽選実施校のみ）：～12/11》

抽選がなかった学校については、抽選実施の有無の公表後の変更・辞退はできませんので御注意ください。